

丹後郷土資料館調査だより

令和3年3月26日 第10号

ごあいさつ

丹後郷土資料館は、昭和45年(1970)11月7日の開館以来、京都府中北部地域の歴史・考古・民俗の3分野における資料の調査研究・収集保存・展示活用に取り組んでいます。また、昨年からの新型コロナウイルス感染拡大という世界的情勢の中で、ガイドラインに基づく感染予防対策を実施し、利用者・職員の安全確保を図りつつ館運営に務めているところです。

日頃は、友の会、地域、関係機関の皆様には御支援賜り深く感謝申し上げます。

さて、今年度は開館50周年に当たり、国宝・雪舟「天橋立図」を40年ぶりに展示し、「天橋立図に描かれた丹後国分寺とその世界」をテーマに特別展を開催しました。開館以来初となるナイトミュージアム、文化芸術や観光関係者と共同したライトアップ、丹後国分寺五重塔復活ARのデジタルコンテンツ、多言語版展示キャプションやスマホを活用した展示解説など、新しい手法・技術を導入しました。

さらに、本展を契機として新たに地元会「雪舟天橋立図天王会」が発足され、旧永島家住宅で、来館者に地元で栽培された古代米のおにぎり等を提供し、昔の暮らしを体感いただきながらおもてなしする取組が展開されました。当館の地域に根ざした魅力増進はもとより、文化資源を活用した地域の活性化に繋がれば幸いですし、地元の皆様と心を寄せ、長い歴史を越えて今も変わらない日本の文化を守り、伝え、次の時代に繋いでいきたいと思っております。

今後は、学校教育や社会教育と連携し歴史・文化の学習拠点として、また、ポストコロナ社会における「海の京都」の地域振興・観光にも寄与できる拠点施設として、「開かれた博物館」を目指し、ICTを活用した情報発信力も高めるなど、より魅力ある展示や事業等に取り組んで参る所存です。

今後とも、皆様の御理解・御支援を賜りますようお願い申し上げます。

京都府立丹後郷土資料館長 今井 晴子

目 次

■ ごあいさつ	館長 今井 晴子	1
■ 天橋立へのまなざし	森島 康雄	2
■ 近世中期から明治維新时期における 縮緬機屋の訴願運動と大庄屋	稲穂 将士	8
■ はたおとで見る丹後の暮らしの音風景	青江 智洋	14
■ 令和2年度の資料整理	資料課	20
■ 丹後学び舎セミナー活動報告	資料課	22
■ 令和2年度のあゆみ	総務課	24

天橋立へのまなざし

資料課 森島康雄

はじめに

昨年秋、当館の開館50周年記念特別展「天橋立と丹後国分寺」を開催し、天橋立を中心とした地域の地理的・歴史的環境の中で丹後国分寺について考えた(第1図)。雪舟生誕600年の年に、国宝「天橋立図」が40年振りに里帰りしたことも手伝って、コロナ禍の中にもかかわらず、開館以来最高の来館者数を記録する特別展となった。

本稿では、特別展を準備し、開催する中で考えた、各時代の人々の天橋立へのまなざしという視点から、天橋立を考えてみたい。展示図録と合わせてお読みいただくと幸いです。

1. 天橋立の形成と集落

阿蘇海周辺の遺跡でヒトの活動の痕跡が確認できる最も古い時期は、縄文時代早期初め、今から約11,000年ほど前である。当資料館の敷地の国

分寺遺跡などで押型文と言われる刻み模様を付けた棒を粘土の表面に転がして文様を施した土器を拾うことができる。もっとも、この頃は最終氷期が終わった直後で、海水面は現在よりも100m近く低いので、阿蘇海も宮津湾も存在せず、冠島や杵島まで歩いて行けたはずであるから、当然天橋立は存在しないし、定住もしていないから集落も存在しない。阿蘇海周辺に集落遺跡が現れるのは、はるか後の時代、弥生時代中期後葉、紀元前1世紀頃である。

天橋立は、真名井川(かつては宮津湾に流れ込んでいた)や世屋川などの河川から供給された砂礫が、丹後半島に沿って南下する海流に乗って運ばれ、阿蘇海を時計回りに回る野田川からの流れとぶつかって、江尻側から南西に向かって堆積して形成された砂州である。

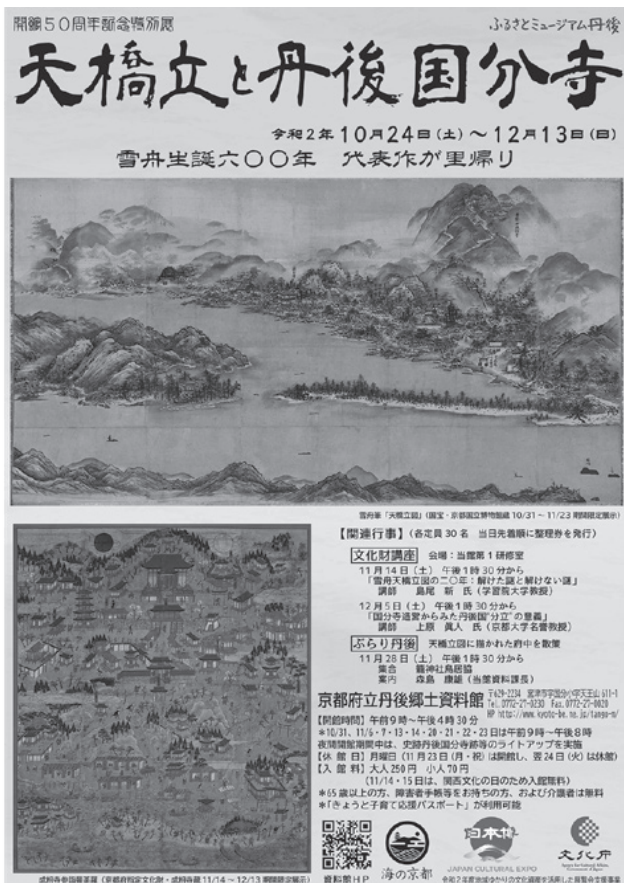
阿蘇海で行われたボーリング調査によれば、含まれる貝化石が汽水域に生息する種に急速に変化する層の年代が約2,200年前であることから、この頃に、天橋立が阿蘇海と宮津湾とを隔てるようになったと考えられている。弥生時代中期中葉のことである。阿蘇海という潟湖が形成されてしばらくして、人々は沿岸に集落を営むようになったわけだ。

弥生時代中期後葉に、野田川河口の霧ヶ鼻遺跡と籠神社境内の一の宮遺跡が現れ、続く弥生時代後期になると、今熊野遺跡・安国寺遺跡・中野遺跡・国分遺跡・深田遺跡・千原遺跡・小霞遺跡などが阿蘇海をぐるりと取り巻くように分布する。そして、弥生時代後期後葉には阿蘇海沿岸を束ねた大首長の墓、大風呂南1号墓が築かれる。

天橋立の形成後に阿蘇海周辺に集落ができ、中国産のガラス釧や南海産の貝釧などを副葬する大首長墓が営まれることは、阿蘇海の港湾としての重要性を示していることは言うまでもないが、天橋立の景観の形成が集落の成立を促したという一面もあるだろう。景色の良い所に住みたいと思う気持ちは、いつの時代も変わらない。

2. 信仰対象としての天橋立

独立峰・巨岩・巨木・滝・泉・岬など、自然の



第1図 特別展「天橋立と丹後国分寺」チラシ

美しい景観を神聖視する例は、世界各地の様々な時代に見られ、景観信仰とも言われる。

天橋立を信仰の対象としたことがわかる最も古い資料は、籠神社にほど近い難波野遺跡で見つかった祭祀遺構SX200である。1辺3mほどの「コ」字形に約300点の土器が配置され、滑石製の勾玉・有孔円盤・白玉などが約300点共伴した。「コ」字形をした祭祀遺構の開口部は天橋立方向に向けられていることから、天橋立を対象とした祭祀遺構と考えられている。周辺には、残りが悪いものの、同種の遺構の残欠が複数あり、祭祀が繰り返し行われていたことがうかがわれる。天橋立を「聖地」として見るまなざしが、遅くとも古墳時代中期の5世紀後葉には生まれていたと考えて良いだろう。

3. 丹後国分寺の創建

即位以来、天然痘の流行に悩まされていた聖武天皇は、金光明最勝王経・法華経の力を借りるべく天平13年(741)に国分寺建立の詔を発し、国ごとに七重塔を擁する寺を造営するように命じた。国分寺建立の詔には、国分寺は「必ず好处を択んで実に長久なるべし。人に近ければ則ち薫臭の及ぶ所を欲せず、人に遠ければ則ち衆を勞して帰集することを欲せず。」と書かれている。

資料館の前にある丹後国分寺跡に立てば、天橋立の端から端までを真正面に一望することができる。この場所が、「好处」と認識されたことは疑いない。しかも、府中の西端で、ムラに近からず、遠からず。詔が求める条件に合う場所が選ばれたと言えるだろう。

国分寺建立に伴って、国分寺僧の修行する山林寺院が近辺の山中に設けられることがわかっている。丹後国分寺の山林寺院と考えられる遺構が成相寺の現本堂から北北東に約420mのところにある「古本堂」と呼ばれる緩傾斜面で見つまっている。この建物は、正面7間、側面4間の本堂の前に、桁行1間、梁間7間の合の間を介して、正面9間、側面4間の礼堂を付設したもので、礼堂は清水の舞台のような懸造りである(第2図)。

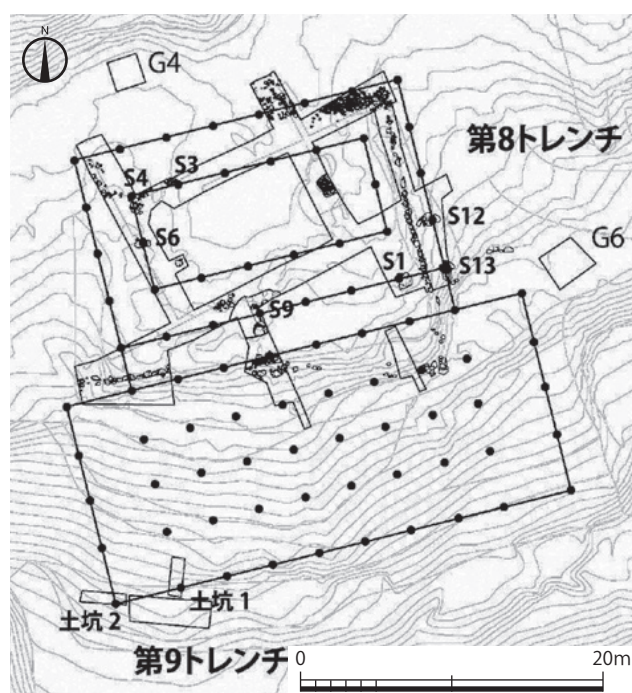
現在は笹が生い茂って眺望がきかないが、本来

は天橋立が眼下に良く見えるところであり(『図録』p.10写真)、本願寺三世覚如の一代絵巻『慕婦絵詞』の巻9には、貞和4年(1348)には、成相寺参詣した覚如と孫の光養丸(後の本願寺四世)が「堂の正面の、舞台の様な所の柱に書付侍ける法印詠歌」として、「雲のなみいくへともなきすきよりながめをとおす天の橋たて」、「をとにのみきゝわたりつるすゑ有て浪まにみゆるあまのはし立」を載せている。山林寺院の本堂も、国分寺と同じように天橋立の良く見える場所を選んで建てられたことがわかる。

4. 丹後の迎講

平安時代中期には、天台僧寛印(?~1014?)によって迎講が丹後に持ち込まれる。与謝郡の出身とも言われる寛印は恵心僧都源信の高弟である。源信から浄土教を学んで浄土信仰を深くした寛印は、源信の創始した迎講を丹後で始めた。

迎講とは、阿弥陀如来が観音菩薩・勢至菩薩をはじめとする二十五菩薩とともに西方極楽浄土から死者を迎えに来る来迎の様子を実演する法会で、今日では、「お練り」「二十五菩薩来迎会」「練供養」などと呼ばれ、奈良県當麻寺で行われるものが有名である。



第2図 成相寺旧境内の懸造り建物
宮津市教育委員会 2015 を改変

平安時代末期に成立した『今昔物語集』巻15の「丹後国の迎講を始めし聖人」には、「其の国の守として、大江清定と云ふ人、此の聖人を貴びて歸依する程に、聖人、守の国に有る間に、館に行て、守に値て云く、「此の国に迎講と云ふ事をなむ始めむと思給ふるを、己が力一つにては叶難くなむ侍る。然れば、此の事、力を加へしめ給ひなむや」と。守、「糸安き事也」と云て、国の然るべき者共を催して、京より舞人・楽人なむど呼び下して、心に入れて行はしめければ、聖人、極て喜て、」とあり、丹後国司の助力を得て、京都から舞人楽人なども呼び寄せて盛大に行われたことがわかる。『今昔物語集』は、聖人の名前を記さないが、13世紀前葉に成立した『古事談』に、「迎講は恵心僧都始給事也。三寸小仏を脇足のの上に立て、脇足の足に緒を付て引寄々々して涕泣給けり。寛印供奉それを見て智発して、丹後迎講をば始行云々」（巻3）と恵心僧都の始めた迎講を、寛印が丹後で始めたことを記すので、『今昔物語集』の聖人も寛印と考えられている。ただし、大江清定が丹後国司であったのは永承3年(1048)から治暦4年(1068)であるから、やや年代は合わない。ともあれ、11世紀前半頃には天橋立で迎講が始まっていたとみて良いだろう。

14世紀前半に成立した舜昌の『述懐抄』には、寛印が丹後で迎講を始めた事情がもう少し詳しく記される。『述懐抄』によれば、恵心僧都が迎講を執行したところ、「寛印供奉、これを妬み、誹謗の心を発し、短を見出して難を加えんがために、忍びてこれを見給うに、西の山の端より紫雲斜めに聳えて伎楽遙かに聞こえ糸竹の聲を諍い、阿弥陀如来安祥として、相好光明鮮やかに二十五の菩薩前後に圍遶して雲に袖を翻し、念仏の聲に随いて草庵に近付き観音は臺を傾け勢至は御手を伸べ行者の頂を撫で給を拝するに、貴しと云うも疎かなり。身の置き所なく、感に堪えずして、寛印山の中よりころび出で、五体を地に投げて随喜の涙を流されき。(中略)寛印供奉は大聖文殊の仮現なる故に、衆生利益のために来迎の儀を丹後の国府天の橋立に移して三月十五日に是を行う。」と、最初は妬んで難をつけようとしていたにもか

かわらず、ひそかに見た儀式に感嘆して天橋立に移して行ったとされる。

室町時代中期に編纂された『堪囊鈔』にも、「寛印供奉は大聖文殊の化現也と云共、親聖衆の来迎の儀を随喜せしめ、衆生利益の為に此の迎講の儀式を、丹後の国府の天の橋立に移して、三月十五日、毎年是を行れける也」（巻第15）と記される。

寛印が行った迎講について、豊島修は、「ここには浄土教の迎講のおこなわれた場所が「天橋立ニ移シテ」と記すのみで、そのたしかな場所は不詳である。(中略)あくまでこの説話集には、寛印が丹後の寺院で迎講をおこなった可能性を想定されるのみである。そのため寛印がおこなったと伝える迎講の場所と、その内容が問題である。」(豊島2016、傍点筆者)と述べる。

しかしながら、迎講が必ずしも寺院境内で行われたものでないことは、土御門左大臣源俊房の日記『水左記』承暦4年(1080)10月8日条に「今日於清水寺橋、有迎講事、住醍醐山聖人行之云々、予為結縁参向、即歸了」と見え、清水寺の橋すなわち鴨川に架かる五条橋の河原で迎講が行われたことからわかる。清水寺への参詣道で、鳥辺野の葬送地に通じる五条橋は、此岸と彼岸の境界に架かる橋と認識されていたために、この地で迎講が行われたのであろう。

橋は、ふたつの世界の境界に架けられるもので、神話の中で天と地を結ぶ梯子と考えられた天橋立が、此岸(娑婆)と彼岸(極楽)を結ぶ橋とみなされるようになることに大きな飛躍は必要ないだろう。「丹後の国府天の橋立に移して」という記述は、字義どおり、天橋立を舞台に迎講が行われたことを示すと考えてよいのではないだろうか。

こうして始まった丹後の迎講が、『沙石集』の「迎講事」で述べられる普甲寺や、『慕帰絵詞』の詞書に「そのあひに大谷といひてきこゆる迎講のところに到れり。此所も誠にゆゝしげにみえて、佛閣梵宇棟をならべ、第宅松門巷にあふる」と書かれ、絵にも描かれる大谷寺などに広まっていったと考えられる。

『述懐抄』には「ある人、親に送れば、あるいは、女房、男に送れて諸共に歎きける時、夢の中に告

げて言う、我に逢わんと思わば、丹後の国府の迎講に参るべし。日本国の^(精)聖霊たち集まりて各利益に預かる。三月十五日を待つて月の初めより堂塔草木の上までも隙なし。」とあって、丹後の国府の迎講が、一地方の行事ではなく、その前後に記される大原西林院の迎講と並ぶ代表的なものと認識されていたことは興味深い。

5. 国分寺再興の縁起に記された天橋立

重要文化財「丹後国分寺再興縁起」(国分寺蔵)によると、鎌倉時代末の国分寺は「伽藍^ハ荒廢^{シテ}為^レ狐狼之園ト、仏閣^ハ乱墜^{シテ}為^レ雉兔之栖、然ル間在^ル時^キ有^テ盗人、奉^レ取^レ此^ノ金銅^ノ尊容^ヲ、於^テ京都^ニ或人^ヲ売^レ之^ヲ畢^ス」と、伽藍仏閣が荒廢し、金銅の本尊が盗まれ、京都で売られるような状況であった。

この時期は、国分寺だけでなく、丹後府中全体が衰退していたようで、文明年間頃に籠神社別当大聖院の僧智海が記したと考えられる「丹後国一宮深秘」(籠神社蔵)によれば、籠神社は、建保3年(1215)、元仁元年(1224)、文永10年(1273)とたびたび遷宮されているが、嘉元元年(1302)、延慶3年(1310)には、院宣によって造替が催促されても実現されず、元弘年中(1331~34)には「既に六十ヶ年の春秋を送るの間、大破重畳極まりなく、神殿は悉く朽損」する状態であった。

丹後府中の衰退状況は、考古資料からも裏付けられる。13世紀末から14世紀前葉には、丹後国分寺隣接地遺跡、安国寺遺跡、大垣遺跡・一の宮遺跡、難波野遺跡のいずれにおいても遺構・遺物がほとんど見られなくなる。

このように、府中全体が衰微した状況の中で、丹後国分寺の再興を実現したのが、西大寺真言律宗の僧宣基上人であった。

この再興の様子を記した「丹後国分寺再興縁起」には、当時の人々が、天橋立にどのようなまなざしを向けていたかをうかがうことができる記述がいくつか見られる。

冒頭に近い、再興に至る経緯を記した部分には、
 「地景^ヲ為^レ体望^シ前^ニ天橋^ノ分^リ霞^ノ貴^ク妙^ク々^々、行人^ノ征^ル馬^ノ踏^ク雲^ノ濤^ノ誤^リ昇^ル蒼^ク天^ニ、^(欠損)□^ニ後^ニ岑^ノ峯^ノ高^ク峙^ル峨^ク々^々」

と、前に天橋立、後ろに成相山が聳え立つ様子が記され、「誠^ニ是^レ一天^ノ無^レ双^ノ之^レ靈^ノ地、抑^又一^ニ乘^レ相^ノ応^ニ仁^ノ祠^ノ者^ノ欺^ル」と、当地が天下に並びない霊地で、法華経の教えにふさわしい寺院であると説かれる。

また、再興事業の靈瑞として「^{アタテ}当^ニ々^ノ寺^ノ北^ニ巖^ノ山^ノ眇^ク々^々聳^リ、此^ノ山^ニ救^レ世^ノ觀^ノ音^ト玉^ノフ^レ地^ヲ、是^レ天下^ノ無^レ双^ノ之^レ靈^ノ地、^{ナリ}今^ニ成^ル相^ノ寺^ニ、^{コト}觀^ノ音^ノ託^シ宣^シテ^ク、我^カ山^ノ麓^ニ自^レ古^ハ有^レ二^ノ大^ノ地^ノ住^リ良^ク久^クシ、然^レ而^ニ中^ニ此^ノ一^ノ大^ノ地^ハ遂^ニ出^テ北^ノ山^ニ入^リ南^ノ海^ニ畢^ル、所^ノ殘^ル一^ノ大^ノ地、既^ニ欲^ス出^{ント}之^ヲ、爰^ニ依^テ為^レ國^ノ分^ノ寺^ノ再^ニ興^ス為^レ不^レ令^レ作^レ障^ノ導^ヲ、我^ノ繫^テ之^ヲ于^ニ今^ニ不^レ出^レ之^ヲ云^々、是^レ則^ニ親^ニ託^シ宣^ス有^シ事^也」と、成相寺救世観音の託宣が挙げられている。

また、「五間四面堂舎一字奉安置金銅薬師如来像一軀建立僧堂一字七間僧坊二字庫院一字」を建立したことを述べる直前には、「丹後国分寺者塵外^{ケイ}境^ノ勝^ル砌^也」と全国の国分寺の中でも俗世間を離れた場所であることが書かれ、後には、「景氣相^ノ應^テ莊^ニ嚴^ノ微^ク妙^{ナリ}、復^タ有^レ南^ニ望^ハ則^チ蒼^ク海^ノ漫^ク々^々、^{ヨコタヘ}弧^ノ嶋^ノ之^ノ松^ノ横^レ橋^ヲ、^{カエリ}北^ニ顧^リ忽^ク青^ク山^ノ峨^ク々^々、^{コケ}千^ノ巖^ノ之^ノ苔^ノ黙^ク路^ニ、^{ツツ}地^ノ形^ノ濶^ク奇^ク天^ノ然^ノ被^レ洩^ラ相^ノ乎」

と、再び南に横たわる天橋立と北に聳える成相山が称揚される。

これを見れば、天橋立と成相寺の存在が、丹後国分寺再興に大きな動機づけとなったことがうかがわれる。

6. 北野宮再興勸進状に記された天橋立

府中小松の北野宮は、平重盛が北野天満宮を勧請したとされる。「天橋立図」には、国分寺の右手の小高い丘の上に描かれた社殿の上方に「北野」の墨書が記される。現在の天神神社と妙見社を含む広大な社地を占めたと推定される。

北野社が天文3年(1534)に焼失したことを受けて再建に向けた勸進のために作られたのが「北野宮再興勸進状」(個人蔵)である。ここには、「異于他靈驗、寔不替本社、凡有祈者無不蒙感応、其地勢、恐無双之靈場也、前湛与謝入海一嶋六里之松樹、天橋立是也、後峙数朶之高山三十三所薩埵、成相寺是也、」と、前に阿蘇海と天橋立、後ろに

三十三所霊場成相寺のある地勢を無双の霊場として、祈りあるものが見れば、必ず感応を覚え、その霊験は本社である北野天満宮と変わらないことを述べている。

このことは、「丹後国分寺再興縁起」に繰り返し述べられた天橋立と成相寺の存在をもって「霊場」であるとする主張が、戦国時代にも受け継がれていたことを示すもので、細川藤孝・忠興父子が、丹後を与えられて入国した直後の天正8年(1580)9月25日付で智恩寺の所領を安堵した書状に「当山儀為無双霊境」と書かれていることにも通じる。

この天橋立を取り巻いて展開する聖地を描いたのが、「天橋立図」である。下絵であるがゆえに書き込まれていると考えられる文字の大半が「橋立」を取り巻く寺社の名称であることもそれを示しているし、「丹後国分寺再興縁起」に遥かに国分寺を加護する神明がいる「東島」と記される冠島・杓島も近くに引き寄せて描いている。

7. 聖地から景勝地、観光地へ

古代から中世まで、「聖地」を象徴するものと見られていた天橋立へのまなざしは、江戸時代になると大きく変容する。

元禄2年(1689)に天橋立を訪れた貝原益軒の記した『己巳記遊』には、「此坂中より、天橋立、切戸の文殊、橋立東西の与謝の海、阿蘇の海、目下に在て其景絶^ス言^フ、日本の三景の一とするも宜也、」と成相寺に参詣する本坂道から見た天橋立の風景を称賛しているが、そこには天橋立を聖地とみる認識はなく、単なる景勝地を見るまなざしであることがわかる。『己巳記遊』は天橋立が日本三景のひとつと認識されていたことを示す最も古い資料とされる。林春斎(林鶯峰)が『日本国事跡考』で、松島・天橋立・巖島(宮島)を「三処奇観」とした寛永20年(1643)からほぼ半世紀を過ぎて、知識人の間では「奇観」としての評価がすでに定着していたとみて良いだろう。

享保11年(1726)に刊行された『扶桑名勝図』のひとつ『丹後国天橋立之図』の「丹後与佐海名勝略記」という観光案内には「惣持院^{本坊}此院の

書院より眺望すれば、与佐の一江目下にありて天下無双の佳景なり」と、阿蘇海の景観は称賛されるが宗教性は強調されていない。「三処奇観」や「日本三景」という景勝地として有名になると同時に、天橋立の聖地としての個性が隠されてしまったようである。

『宮津市史(通史編 下)』によれば、天橋立が観光資源として本格的に意識されてくるのは明治20年代とされる。この時期の京都から宮津への最も便利な交通路は、国鉄で敦賀へ出て、敦賀金ヶ崎港から宮津港まで船に乗るルートであった。京都を朝一番の列車で出れば午後7時に宮津に着いた。

明治39年(1906)に与謝郡の公園として設置された「天の橋立公園」は、大正8年(1919)に傘松公園を編入した。傘松には、すでに明治33年ごろに私設の展望所が設けられて「股のぞき」という天橋立の鑑賞法が宣伝されていた。大正11年には天の橋立公園が史蹟名勝天然記念物保存法による名勝に指定された。

こうして、観光地としての整備が進む中、大正13年に宮津駅・天橋立駅が相次いで開業すると、観光客が全国各地から本格的に訪れるようになる。昭和2年(1927)には、成相寺の麓の府中から傘松までのケーブル線も開業している。府中駅前には股のぞきや袖のぞきの姿を表した橋立人形や絵皿、絵葉書などを売る土産物屋が並んだようである。こうして、天橋立を訪れる人が増えるとともに、日本三景天橋立が観光地として全国に認知されるようになった。

8. 「天橋立図」はなぜ代表作になったのか

「天橋立図」は、雪舟の作品の中では遅くに世に知られるようになったものである。島尾新氏によれば、天橋立図は明治時代の雪舟画集には掲載されておらず、大正7年(1918)の日本美術協会第58回展覧会を機に注目されるようになったという。この展覧会に、主要作品リストにも入らない参考品として出展された「天橋立図」は、会場で注目を集め、展覧会終了後に美術雑誌「国華」に取り上げられたが、一般に知られるようになっ

たのは、世界平和評議会が昭和31年(1956)の「世界十大文化人」の一人に雪舟を選んだことがきっかけであるらしい(島尾2001)。

代表作とは、端的に言えば、最も知られている作品ということであろう。雪舟は国宝が6点もある日本を代表する画家であるが、「天橋立図」以外の作品名を特別展の観覧者に尋ねてみたところ、数人が「山水長巻」を挙げたのみで、他の作品名が挙がることはなかった。

なぜ、ここまで他の作品と差が付くのだろうか。それは、おそらく、「天橋立図」が印象に残るからであると思われる。

日本の自然景観を描いた絵や写真を見て、何の説明もなしに、それがどこかを言い当てることができる場所は、富士山と天橋立の他にはないと言っても良いだろう。ひと目見て天橋立が書かれていることがわかることが、「天橋立図」を多くの方が認知できる理由なのだ。天橋立が有名になったことと、「天橋立図」が雪舟の代表作となったことには、表裏一体の関係と言えるだろう。

おわりに

古代から中世まで神仏がかかわって創られた聖地と認識されていた天橋立が、景勝地、そして観光地になるとともに、「日本三景」、「股のぞき」というわかりやすい言葉と強く結びついた。このことは、天橋立を訪れる人を増加させたが、一方で、天橋立の理解を単純化し、その背景にある深い歴史を覆い隠すことになってしまったことは否めない。「天橋立図」が有名になって、高所から見た写生図という単純化された説明を信じる人が増えたのも同じ構造である。

今年度、文化観光推進法が成立して、文化財を観光に活用し、そこで得られた果実を文化財の保存に回してゆくことが求められる時代には、有名観光地の有名スポットを確認してまわるだけの消費型観光とは異なる形の観光が求められるのではないだろうか。

それは、すでに多くの人に見つけられたものを確認するのではなく、その土地に深く結びついた歴史や文化を学び、歩き、現地の人と交わって自

分なりの理解を深める「探究型観光」とでもいうべきものかもしれない。

博物館は消費型観光には向かないが、何度来ても新たな発見があることを示すことで、探究型観光には寄与できるところが大きいだろう。

参考文献

- ・天橋立世界遺産登録可能性検討委員会編2017『「天橋立学」への招待』法蔵館
- ・石井悠加2016『「慕婦絵」の制作意図』(『中世文学』61 中世文学会)
- ・石川登志雄1984「丹後国分寺建武再興縁起について」(『丹後郷土資料館報』5)
- ・植村善博ほか2010『京丹後市久美浜湾の古環境と形成過程』(京丹後市教育委員会)
- ・京都府立丹後郷土資料館1980『館報』創刊号
- ・京都府立丹後郷土資料館2020『天橋立と丹後国分寺』
- ・(公財)京都府埋蔵文化財調査研究センター 2003「大垣遺跡・一の宮遺跡・難波野条里制遺跡発掘調査概要」『京都府遺跡調査概報』第107冊
- ・(公財)京都府埋蔵文化財調査研究センター 2004「大垣遺跡・一の宮遺跡・難波野条里制遺跡平成15年度発掘調査概要」『京都府遺跡調査概報』第111冊
- ・(公財)京都府埋蔵文化財調査研究センター 2006「大垣遺跡・一の宮遺跡・難波野(条里制)遺跡発掘調査概要」『京都府遺跡調査概報』第118冊
- ・(公財)京都府埋蔵文化財調査研究センター2007「難波野遺跡・難波野条里制遺跡平成17年度発掘調査概要」『京都府遺跡調査概報』第121冊
- ・(公財)京都府埋蔵文化財調査研究センター2008「難波野遺跡・難波野条里制遺跡、大垣遺跡・一の宮遺跡平成18・19年度発掘調査報告」『京都府遺跡調査報告集』第128冊
- ・島尾新ほか2001『「天橋立図」を旅する』(朝日百科日本の国宝 別冊『国宝と歴史の旅』11 朝日新聞社)
- ・吹田直子2010「中世再興後の丹後国分寺の寺地移動について」(『京都府埋蔵文化財論集』6 (公財)京都府埋蔵文化財調査研究センター)
- ・高橋秀榮2003「丹後先徳寛印と迎講」(『駒澤大學佛教學部論集』34 駒澤大學佛教學部)
- ・豊島修2016「丹後地域の「迎講」伝承と、その「祖型」の宗教儀礼」(『女子大國文』158 京都女子大学国文学会)
- ・宮津市1994～2005『宮津市史』
- ・宮津市教育委員会1984～1995『宮津市文化財調査報告』第17・19・22・26～28集
- ・宮津市教育委員会 2015『成相寺境内』(『宮津市文化財調査報告』43)

近世中期から明治維新期における 縮緬機屋の訴願運動と大庄屋

資料課 稲穂将士

はじめに

近世から明治初頭にかけての丹後縮緬の機屋を対象にした研究には、古くは、「機方は日夜藩の暴政と同業の不統制、そして京都の問屋資本の残忍きわまる取引に加うるに、地元商業問屋資本のあくなき搾取に苦しみ、かくて本荘氏百年間において、自らが機業のために計つたということは皆無にひとしく、藩と領内各種資本との結托による悪辣な藩政のみが^(本文ママ)つづいた」とする岩崎英精の研究や、それを「あまりにも暗い面のみを見すぎた⁽¹⁾極論」であると批判し、幕末期の宮津藩が「大切な御国産」として縮緬機業の保護育成をおこなったことを指摘する足立政男の研究がある⁽²⁾。

近年では、これらの研究を批判的に継承した宮本裕次が、幕末期の宮津藩主・本庄宗秀治世の在地政策を明らかにするなかで、①青山氏以降の宮津藩主が農業重視の政策をおこなったことから、在方機業は藩から自立して発展したこと、②幕末期の国内外の難局に対し、庄屋・大庄屋などの在地指導者層と危機意識を共有し、彼らの政治意識の向上を図ったことなどを指摘している⁽³⁾。

また、当地域を対象にした研究として、今西一が帝国議会開設前の地価修正運動の歴史的意義を明らかにしようとする問題関心から、明治8年(1875)以降に、与謝郡算所村(現与謝野町算所)の西原利兵衛らが中心となっておこなった、地租軽減運動および地価修正運動について検討している⁽⁵⁾。この研究のうち、本稿の論旨と関わる部分を紹介しておく、①与謝郡の地租軽減運動が、「元宮津藩士の区長・副区長という士族のインテリ＝天橋義塾の指導者によって始められ⁽⁶⁾、天橋義塾のネットワークのもと、西原ら「4～5町歩の耕作地主＝豪農層⁽⁷⁾」が運動の主体となったこと、②「西原らは当所村の用掛として(筆者註：地価修正)運動を推進するが、1880年(筆者註：明治13年)6月からは(中略)、彼らの運動が、『村の代表』

から『結社の代表』に転換している⁽⁸⁾」こと、③「松方デフレ」や天橋義塾の解散、明治17年(1884)の地租条例公布といった「地方請願ノ道ヲ杜絶」された状況のなか、翌18年以降、丹後出身の大蔵省官僚神鞭知常に豪農たちが接近して中央政府の情報を得て、請願をおこない続け、同20年に地価修正を実現したことを指摘している⁽⁹⁾。

本稿ではこれらの先行研究に学びつつ、論を進めることとする。

1. 宮津藩の在地支配と機屋

はじめに、近世期における加悦谷の機屋と領主の支配についてみておく。宮津藩の在地支配は、領内の複数の村を連合させて、その代表として大庄屋を任命し、大庄屋を輩出した名を冠する組名の大庄屋組を編成した⁽¹⁰⁾。この大庄屋組は、永井氏が領主であった時代からはじめていたようで、時期によって異なるが、おおよそ「①宮津谷・栗田・野田川下流域東側の村々、②岩滝から与謝郡北部の村々、③中郡と野田川下流域西側・岩屋川沿いの村々、④加悦谷と加佐郡の村々、⑤竹野郡の村々⁽¹¹⁾」に分けられる。大庄屋の職務は一般的に、領主側から伝えられた布達類を村役人に伝達し、組内の訴訟類の軽いものは吟味解決し、手にあまるものは上申し、村役人が領主に提出する願書類には奥書をするなど、領主と各村の間に立つ役職である。宮津藩においても同様の職務を担っており、この大庄屋組の元に縮緬機屋たちも編成されている。いくつかの事例からその様子を見ておく。

青山氏が領主であった寛延2年(1749)3月に、宮津藩は加悦・後野・三河内村以外での機商売を禁止するが、これに対し、算所村は機商売の継続を訴え出ている⁽¹³⁾。この訴えは算所村の機屋惣代治兵衛、百姓代五郎兵衛、組頭九右衛門、庄屋半六の名前で出され、口大野組大庄屋九兵衛が奥書をして、宮津藩の代官中村治郎右衛門に提出されている。このように、機屋から藩に対して何かを訴え出る際は、基本的に、村の機屋組合の代表である絹屋惣代ないしは機屋惣代と村役人が連名で文書を作成し、大庄屋が奥書をして藩へ提出すると

いう流れをとる。

続いて、広域にわたる訴願の事例を紹介する。

【史料 1】⁽¹⁴⁾

一此度於 江戸表井上三郎兵衛与申仁、当御領分絹縮緬引受所之儀被 仰出候ニ付、承知不承知之訳御尋被遊、早速惣機屋共打寄り相談仕候処、右引請所之儀相定候而ハ、売先キ手狭ニ可相成候哉と一統不承知ニ御座候、依之惣機屋カ私共迄書付取置申候、猶又右之段宜敷被仰上被下候様ニ奉願上候、以上

安永七戌年二月

算所組機屋行司 佐兵衛
利兵衛
彦左衛門
弥兵衛

(以下、北村・網野・岩滝・大野各組行司 9 名略)

村方御役人中

一此度於 江戸表井上三郎兵衛与申仕⁽¹⁵⁾、当御領分絹縮緬売先キ引請所之儀被仰出候ニ付、御尋被 仰出奉承知、村役人并機屋共及相談候処、一統不承知ニ御座候由申出候、則機屋行司口上書相添差上申候、右御尋ニ付吟味之趣奉申上候、以上

千賀加兵衛
高橋六郎右衛門
河田平八
戸田久左衛門

地方御役所様

安永 7 年(1778)に本庄氏が領主であった宮津藩は、江戸において縮緬販売拠点を設置すべく、江戸商人井上三郎兵衛を「当御領分引受所」に指定することを在方の機屋に達した⁽¹⁵⁾。これに対し、宮津藩在方の機屋たちは、これを拒否する旨を藩側に申し出たのが【史料 1】である。ここでは省略したが、この後に加悦・後野・算所・金屋・与謝・滝・加悦奥・温江・明石・三河内の各機屋一人ひとりが署名していること、本文中に「惣機屋共打寄り相談」とあることから、この拒否の意思決定においては、大庄屋組ごとに機屋たちの意見をとりまとめ、組内機屋の代表である行司から村役人に意思が伝えられていると考えられる。奥書

部分に名を連ねている、戸田は不明であるが、千賀は岩滝村、高橋は口大野村、河田は網野村の人物で大庄屋である⁽¹⁶⁾。以上のことと、奥書部分に「村役人并機屋共及相談」とあることから、機屋と村役人がともに協議した上で、機屋→各組機屋行司→大庄屋→藩といった流れで訴願がおこなわれたといえよう。また、この段階において、機屋たちが大庄屋組毎に編成されていることがわかる。

ただし、先行研究でも明らかにされているように、縮緬の販売先である京都問屋との交渉や、争論が発生した際の京都町奉行所とのやり取りは機屋組合自らがおこなっていることも改めて示しておく。例えば、延享 2 年(1745)の京都問屋増加一件はその好個の事例である⁽¹⁷⁾。寛保 4 年(1744) 2 月にこれまで丹後の縮緬を扱っていた 7 軒の仲買問屋に新たに 2 軒の問屋が参入するが、新規参入問屋が縮緬を不当に高く買い上げているとして、もとの問屋 7 軒が京都町奉行所に訴え出たため、同年 10 月に 2 軒は商売差し止めとなる。これに対し、加悦・後野・三河内の絹屋惣代たちが翌年 5 月に「京都二条御奉行」へ、7 軒の問屋の横暴を非難し、2 軒の商売復帰とさらなる問屋の増加を訴え出ている。出願先が異なるとはいえ、大庄屋を介さない領主層との交渉を経験しているという点は留意すべきであろう。

2. 機屋独自の連帯

明和 7 年(1770)の京都商人茶屋宗味が丹後産の綿縮緬の取捌場所設置を京都町奉行に出願し、それに反対した在方機屋と争論が発生する⁽²⁰⁾。宮本は、この時に在方で争論を主導した加悦町・後野村・三河内村・算所村の 4 ヶ村が連合して「四ヶ所」と名乗り、寛政 10 年(1798)には四ヶ所が会合をおこない職人の給与を定めたことを明らかにしている⁽²¹⁾。ここでは領主側の編成原理すなわち大庄屋組によるものではなく、機屋たち独自の組織編成についてみていきたい。

(1) 領主を越えた連帯

—文政年間丹後三領分大会所一件—

まず、文政年間の丹後三領分大会所について取り上げる。宮本はこれについて、文政 3 年(1820)

6月に宮津・峰山の各藩領と久美浜代官所領の機屋が中郡大野村にて集会し、結束を維持する規定を定め、縮緬の価格維持や糸相場の引き下げを図るべく、6月3日から7月16日までの一斉休機を取り決めたとしている。⁽²²⁾

【史料 2】⁽²³⁾

于時文政三庚辰四月上旬之頃、風与行司之方へ参り、近年縮緬商売不引合打続、惣方相互難渋ニ御座候、就夫何卒宮津・峰山・久美浜三領分一統申合、万端取締り仕候而可然と申参り候二付、下四ヶ所⁽²⁴⁾当所へ及相談ニ付、右様何か相調候ハ、可宜敷と申候二付、弓木・岩瀧辺談シ、中郡ハ峰山⁽²⁴⁾久美浜致相談、夫⁽²⁴⁾当方四ヶ所ハ勿論、諸所会合仕、大会杯ニハ大野村へ罷越、亦者此方へ茂参り、数度評談仕、何れ評決仕候二付、通達書面前後不弁大略写置申候

算所村の「縮緬機屋記録帳」では、この一件に関する文書をまとめて書き写しているが、【史料 2】で引用している個所は、ことの経緯が記されている。これによれば、文政3年の4月上旬頃に、「近年縮緬商売不引合打続」いて難渋しているので、三領分で申し合わせて万端取り締まりたい旨を「下四ヶ所」⁽²⁴⁾から「当所」、すなわち上四ヶ所へ相談があったとのことである。その後、この話が同じ宮津藩領の弓木・岩瀧村をはじめ、峰山藩領、久美浜代官所領の機屋たちまで広がり、上四ヶ所だけではなく、諸所で会合がおこなわれ、それを踏まえ大野村や上四ヶ所で「大会」をおこなって評談したとある。

この評談の結果は、恐らく大庄屋を経由して宮津藩側に伝えられたようで、6月3日には大庄屋経由で7月16日までの一斉休機を認める触が各村々に出されている。さらに休機中は「二ツさどく、段織、其外縮緬」に紛らわしいものを禁止し、もしそれに背けば、たとえ「御領分違」であっても機商売を差し止めるという触が、「三領分大会所出役」より出されている。⁽²⁵⁾この大会所出役は、おそらく三領分の機屋から選出された者たちであると考えられるが、休機の許可は領主がおこない、その施行細則を機屋が決めていること、しか

もそれが領主の枠を越えて実施されていることは非常に興味深い。

この大会所はこれ以後も維持され、例年會を「五月中三十日以前」におこなっていたようであるが、文政7年に内部対立があり、宮本は「大会所が登場する記事は文政八年以後みられない」としている。しかし、天保9年(1838)の文書に「三郡縮緬屋衆中当五月参会之節」という文言がみられ、⁽²⁶⁾この三郡とは与謝・中・竹野郡であると想定されることから、大会所という名前は消えたものの、領主の枠組みを超えた機屋の会合があったと想定されることは指摘しておく。

(2) 文久年間産物改法一件

文久元年(1861)12月、領内の機屋数の把握や流通の掌握を目指して宮津藩は11ヶ条の改法⁽²⁷⁾を出すものの、機屋の抵抗にあい失敗に終わったようである。⁽²⁸⁾

この抵抗は、文久2年2月の「郷中機屋共」から「御産物御役所」への歎願にはじまり、以後度々願い出ている。この機屋たちの出願は「内意願之事」であったので、産物役人たちは「歎願書取出も不見、又者風聞ニも不存」という対応をしたようで、機屋たちは「表立産物方へ願書指出」よりほか無く、機屋共申し合わせの上、「郷中行司連判之願書」を差上げたが、「一ツとして御聞濟無御座候」であったとのことであった。⁽²⁹⁾このような状況のため、当時大坂城代であった藩主のもとへ直訴すべく準備をしている。この「大坂行人数書上」から、この段階において宮津藩の在方機屋は「上四ヶ所」(三河内・算所・加悦・後野・加悦奥・明石・温江・金屋)、「下四ヶ所」(下山田・上山田・四辻・岩屋・幾地・常吉・森本・口大野・周枳・三重・石河)、「九ヶ在」(網野・下岡・浅茂川・小濱・嶋溝川・掛津・三津・和田野・徳光)、「濱組」(等楽寺・外・溝谷・弓木・岩瀧)に編成されていることは、宮本も指摘しているところであり、⁽³⁰⁾機屋たちの自立性を強調する文脈でこの一件が語られる。

しかし、度々の出願においては「出役庄屋衆初大庄屋⁽³¹⁾大庄屋様江歎願」したり、最終的には大野・喜多・岩瀧・後野・徳光各組惣代である庄屋

から、大手川や波路浜の普請に対する歎願と組み合わせて縮緬に関する歎願がおこなわれている⁽³²⁾。この歎願は取り上げられなかったようであるが、その直後に「安政度之振」に戻す事が「御用於御役所ニ五組御代官様御談シ御読渡」された⁽³³⁾。このように、機屋の要求を通していくためには、機屋から産物役所へ出願する「内意」ルートではなく、庄屋ないしは大庄屋を通す「表立」ルートが重要であった。訴願の過程だけを見れば、機屋たちの自立は、こういった体制下での自立といえるだろう。

3. 明治6年の新法反対運動

最後に明治維新後の機屋たちの動向を当館蔵の「明治六年機屋記録集」(以下「記録集」)を素材に検討したい。本資料は表紙に「紀元式千五百三拾三年／機屋記録集／明治六年酉年 四ヶ所行司」とある、明治5年(1872)11月から翌5月までことが記載されたもので、内容は、この間に豊岡県から発出された縮緬関係の触や法令の写しや、それをめぐる加悦谷の上四ヶ所(後野・加悦・算所・三河内村)の機屋たちの協議経過記録などである。本資料については以前に簡単に紹介しているが⁽³⁴⁾、本稿ではこの成果をふまえつつ、前稿脱稿後の知見を新たに示すものである。「記録集」には異本があり、「御改正機家記録」という資料が『加悦町史』資料編第2巻に掲載されており⁽³⁵⁾、解題にて内容の紹介がおこなわれている。こちらの表紙には「紀元式千五百三拾三年／御改正機家記録／加悦町行司」とあり、内題も異なり、字の異同もあるが内容はほぼ同じである。

(1) 反対運動の前段階

明治4年(1871)7月に廃藩置県が実施され宮津県が誕生したが、同年11月には豊岡県に編入され⁽³⁶⁾、加悦谷もその管轄となる。翌年5月には大区・小区制が設定され県内は21大区・117小区に分割された。町村は小区の下におかれるが、大区には区長、小区には副区長、町村には戸長がおかれる⁽³⁷⁾。

この体制の下、豊岡県では縮緬に関する制度設計をおこなっていく。この時代における豊岡県の

縮緬政策については、一般的に、明治4年に豊岡県権参事となった大野右仲が縮緬業の振興をはかり、機械の登録制と製品の検査制を実施し、3郡4ヶ所に検査所を設置、同6年には機株鑑札下附の制度を実施し、物産取扱所を設置したと言われている⁽³⁸⁾。以下、「記録集」を引用しながら当該期の縮緬をめぐる動きをみていく。

【史料3】

一明治五壬申年春已来村々小前機屋集会之度毎々風説聞合候処、今般御一新二付而者旧藩県共御廃止ニ相成、豊岡県御管轄配下ニ相成候二付、一般御変革御改正ニ付、諸鑑札一切相替り候様子噂茂有之候処、於本県并ニ所之御出張ニ勸業所被為立、十月四日村々戸長之向江廻達有之機旧鑑札御引上ケ之儀御申達ニ相成候二付、一同集談之上鑑札取揃十月十一日返納致候

明治5年の春頃、機屋たちの集会の度に、旧藩県が廃止になって豊岡県の管轄下になると「諸鑑札」が替わるという噂が出るようになった。「諸鑑札」とあるように、これは縮緬業だけでなく他業種のことにも含まれるのであろう。この中、県庁とその出張所に勸業所が設置される。その後、10月4日に戸長を通じて各村に旧鑑札を引き上げる旨が通達されたので、機屋一同相談の上、通達の7日後に鑑札を返納している。この後、12月3日に太陽暦となり明治6年になる。

(2) 運動の内実

上記状況下で、改暦後の1月9日に、後野村の石川利三郎から上四ヶ所の機屋行司の元へある情報はいはる。

【史料4】

一月九日後野村石川利三郎殿方同村機屋行司へ内談之儀申参り当役儀兵衛・伊助兩人参り其意承候処、産物営業ニ付今般新御規則被為建候事ニ内実相定り候間、近々御発達ニ相成候而者困業之基ニ相成可申哉ニ被考候間、至急機屋一同存意申立、目論見致可申内意御示談被下、并ニ宮津勸業掛り役之者共目論見致し候写書内見致候

石川が内談してきた内容は、産物営業について

新しい規則が出される事が内々に決まっているが、規則が出されてしまつては「困業之基」になると考えられるので、至急機屋の意見をまとめて内意を申すべきだというものである。さらに、宮津勸業掛の「目論見」の写しを石川が機屋行司の儀兵衛・伊助に見せている。この石川という人物は、明治以前においては、後野村の庄屋や大庄屋を務めているようである。⁽³⁹⁾

【史料5】

早々上縣ニ而も致し歎願可致義專一二心得候折柄、三河内村中繩分・温江村兩村地論ニ付石川殿取喫方ニ立入、本縣方御差紙ニて二月十四日上縣被致候ニ付、四ヶ所附村并ニ小前村之機屋一同其儀集談致し候処、石川殿上縣ニ相成候ハ、幸之儀、行司中方茂惣代として式三人程出張致し呉石川殿江別段之御心配ニも預り、是非歎願致シ呉入費等如何程相掛り候而も聊不苦候段一同被申立候ニ付翌十五日四ヶ所再会致、機屋小前之存意談事致し候処、(中略)早々引取談事之上弥々上縣之事ニ決定致し、翌十六日出立、後野村行司伊助・加悦町行司代源四郎右兩人上縣致し候、

この引用箇所から、石川が三河内村と温江村の地論⁽⁴⁰⁾に「取喫方ニ立入」、すなわち仲裁人となり2月14日に「上縣」するとある。「上縣」とはその用法から、県庁へ出張し陳情や出願することであると考えられる。このような地論の仲裁を担ったのは、明治以前は大庄屋であるが、新しい制度下でも石川が大庄屋的な動きをしていたのは興味深い。ただし、石川について「記録集」の中に、「今般御開発事件ニ付石川殿少茂掛り無之」とあるように、明治の制度下では何の役職にもついていないようであるため、これら一連の石川の動きは「内意」ルートのものであるといえよう。

与謝郡江尻村の庄屋をつとめた家の文書に「村々戸長、副戸長共不沙汰ニ出豊不相成、一応副区長所え申出、相談之上区長所或は、副区長所之添書ヲ出張所え可申出事⁽⁴¹⁾」という取り決めがあること、明治6年の温江村の年貢軽減を願い出た文書では、同村の戸長および副戸長が作成し副区長が奥書をおこない、「豊岡県田中参事殿」に宛

てられていることをふまえると、この時期の「表立」ルートすなわち正規の出願ルートは、各村の戸長から小区の副区長ないしは大区の区長を経由して出すものであった。

この石川を通じた内意ルートの訴願は、石川が新規則について、豊岡まで出張してきた機屋の惣代に対し、「素大蔵省方御発ニ相成候事故、御趣意甚々六ツヶ敷様子不成容易儀ニ被考候間、迎も三日五日逗留致し居候而茂歎願之虚口ニ茂相成不申見込ニ被存候」と発言しているように、失敗に終わる。この後、加悦谷の機屋たちは中郡の機屋から連携を求められるが、それを一旦拒み、与謝郡内で再度意見を取りまとめ、四ツ辻村の坂根庄右衛門など宮津出張中の副区長衆を頼り、翌月7日に「豊岡県宮津勸業所」に、与謝郡各町村の機屋惣代が連名し、それに各町村の戸長が奥書をして再出願している。このような表立ルートの出願が功を奏したのか、4月8日には機屋たちの主張を認める通達が宮津勸業所より出される。

おわりに

本稿では、近世中期から明治維新期における縮緬機屋の訴願運動についてみてきた。この時代を通じて、機屋たちが自らの要求を通していく上では内意ルートではなく、大庄屋や庄屋を通して出願する表立ルートが必要であった。この点において、機屋たちの自立は、領主側が設定した制度下でのものであったといえるだろう。ただし、内意で準備を進め、大庄屋や庄屋、領主側役人から嘆願内容の指摘をうけて修正をおこなっていることをふまえると、両方を組み合わせておこなうことが重要であったこと、庄屋や大庄屋層の中には西原利兵衛のように縮緬業をおこなう者がいたことは留意が必要であろう。⁽⁴³⁾

最後に、今西の地価修正運動に関する研究と本稿の関係について触れておきたい。今西は、明治13年6月以降、地価修正運動の主体が「村の代表」から「結社の代表」に変化しているとしている。しかし、この見解は、近世後期以降の縮緬機屋たちの広域的な運動および、宮本が指摘している幕末期の大庄屋など在地指導者層の政治意識の向上

を捨象したものではなかろうか。また、地価修正運動の最終期において、運動指導者層が大蔵官僚の神鞭に接近して情報を得ていることは今西が指摘しているところであるが、この動きもまさに内意ルートの動向である。

近代初頭の丹後地域における政治運動においては、本稿でみてきたような、機屋たちの訴願運動が重要であったといえるだろう。

【付記】

本稿で使用した「明治六年機屋記録集」の翻刻は、令和2年度に当館で実施した古文書講習会（共催：丹後郷土資料館友の会）の成果である。講習会では参加諸氏との活発な議論のもと、正確さを追求した翻刻を作成することができた。ここに記して感謝申し上げます。

また、本稿は令和2年度京都府立大学地域貢献型特別研究（ACTR）「丹後ちりめんアーカイブの構築」（研究代表者：小林啓治）の成果の一部である。

注

- (1) 岩崎英精(1953)『丹後機業の歴史』、橋立印刷所、17～18頁。
- (2) 足立政男(1963)『丹後機業史』、雄渾社、170～172頁。
- (3) 宮本裕次(1995)「幕末譜代藩の在地政策—丹後宮津藩主本庄宗秀時代を中心に—」、『神戸大学史学年報』10、26頁。
- (4) 宮本(1995)、36頁。
- (5) 今西一(1991)「帝国議会開設前夜の地価修正運動—京都府下丹後の一事例—」（同『近代日本成立期の民衆運動』、柏書房所収。初出は1986年）。
- (6) 今西(1991)、32頁。
- (7) 今西(1991)、65頁。
- (8) 今西(1991)、65～66頁。
- (9) この点については、山田達夫が「神鞭が地価修正実現に努力したことを示す史料は全くな」く、「神鞭と（引用者註：在地指導者層）の繋がり」は重要な指摘であるが、運動の過少評価と神鞭への過大評価がありはしないだろうか」と指摘している（山田(1992)「書評 今西一著『近代日本成立期の民衆運動』」、『史林』75-2、139頁）。
- (10) 宮津市史編さん委員会編(2004)『宮津市史』本文編下巻、宮津市役所、197頁。
- (11) 『宮津市史』本文編下巻、198頁。
- (12) 国史大辞典編集委員会編(1980)『国史大辞典』第2巻、吉川弘文館、613頁。
- (13) 「縮緬機屋記録帳」（『加悦町史』資料編2、76頁）。

- (14) 「縮緬機屋記録帳」、92～96頁。
- (15) 宮本(2008)「縮緬業の勃興と発展」（『加悦町史』資料編第2巻所収）、70頁。
- (16) 『宮津市史』本文編下巻、196頁。
- (17) 宮本(2008)、72～73頁。
- (18) 宮本(2008)、69頁。以下この事例についての記述は、断りのない限りこれによる。
- (19) 「縮緬機屋記録帳」、78・178頁。
- (20) 宮本(2008)、70頁。
- (21) 宮本(2004)、158頁。
- (22) 宮本(2008)、70～71頁。以降この一件に関する宮本の記述についてはこれによる。
- (23) 「縮緬機屋記録帳」、120頁。
- (24) この下四ヶ所とは、四ツ辻・岩屋・上山田・下山田各村の機屋の連合体であり、もとの四ヶ所は「上四ヶ所」と区別されていたようである（宮本(2004)、158頁）。
- (25) 「縮緬機屋記録帳」、121頁。
- (26) 「一札之事（口大野村糸売買の件和談に付）」（『丹後織物工業組合文書』8-2、丹後織物工業組合蔵）。
- (27) 「産物御改法一件書留帳」（『加悦町史』資料編第2巻所収）、250～251頁。
- (28) 宮本(1995)、31頁。
- (29) 「産物御改法一件書留帳」、255頁。
- (30) 「産物御改法一件書留帳」、255頁。宮本(2008)、74～74頁。
- (31) 「産物御改法一件書留帳」、256頁。
- (32) 「産物御改法一件書留帳」、258～259頁。
- (33) 「産物御改法一件書留帳」、259頁。
- (34) 拙稿(2020)「丹後ちりめん関係資料の調査速報」『京都府立丹後郷土資料館友の会ニュース』91、4～5頁。
- (35) 加悦町史編纂委員会編(2008)『加悦町史』資料編第2巻、与謝野町役場、536～539頁。
- (36) 『宮津市史』本文編下巻、512頁。
- (37) 『宮津市史』本文編下巻、520～521頁。
- (38) 加悦町誌編さん委員会編(1974)『加悦町誌』、加悦町役場、276～277頁。
- (39) 佐野精一(1894)『京都府議会列伝』、金口木舌堂、17頁。
- (40) 本争論に関しては、加悦町誌編さん委員会編(1974)、209頁に記述がある。
- (41) 「[区制仮規定]」（『宮津市史』史料編第4巻10）。原史料は当館寄託『宮崎家文書』。
- (42) 「乍恐奉願口上覚（年貢軽減嘆願）」（『与謝郡算所村西原家文書』II—B—3、京都府立丹後郷土資料館寄託）。
- (43) 今西(1991)、58頁。

はたおとで見る丹後の暮らしの音風景

資料課 青江智洋

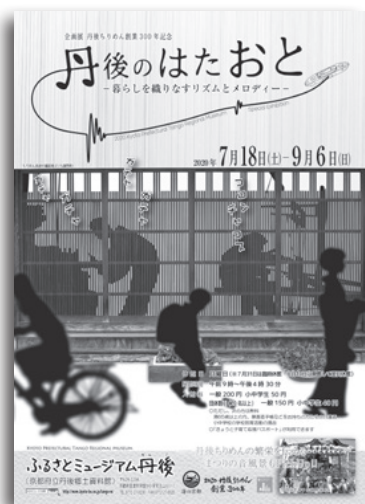
はじめに

絹織物のブランドとして全国的な知名度を誇る丹後ちりめん。そのはじまりは享保5年(1720)と伝わり、これによると令和2年(2020)は丹後ちりめんが誕生して300年の節目にあたる。このアニバーサリーイヤー Anniversary year を盛り上げるため、丹後織物工業組合や商工会等18団体により丹後ちりめん創業300年事業実行委員会が結成され、数々の記念事業が企画された。ところが、新春から猛威を振るった新型コロナウイルスの影響により関連催事はことごとく中止に追い込まれることになった。

5月に緊急事態宣言が解除されたこともあり、当館は予定通り7月18日から9月6日にかけて、企画展「丹後のはたおとー暮らしを織りなすリズムとメロディーー」を開催することができた。

本展では、機織りをするときには響く音のリズム(これを展示の中では「はたおと」と表現した)と機織りをする人が口遊んだ機織唄(1)を糸口にして、民俗資料をもとに丹後の暮らしの音風景(Sound Scape)を可視化することにより、丹後ちりめんと生きた先人の暮らしのあゆみを素描した。

本稿では、コロナ禍による外出自粛の影響もあり展示を見逃したという方々の声に応える意味も込めて、企画展のあらすじを紹介するとともに、はたおとの文化資源価値について考えてみたい。



企画展チラシ

1. 時を紡ぐはたおと

丹後では奈良時代から絹織物の生産が行われていたようであり、天平11年(739)に丹後国竹野郡鳥取郷(京丹後市)の車部鯨なる人物が朝廷に納めた絹織物(縮)が正倉院に伝えられている〔京都府立丹後郷土資料館 1989 p.9〕。もっとも、丹後が絹織物の産地として広く知られるようになるのは、江戸時代に西陣(京都市)の縮緬生産技術を導入し、丹後ちりめんの生産をはじめて以降である。(2)

丹後ちりめんは、しなやかで染色性に優れ、生地にシボと呼ばれる凹凸状の縮みシワをもつことが特徴である。その独自の風合いは、撚りをかけない経糸と強く撚りをかけた緯糸を交互に織り込み、製織後に生糸の表面を覆うセリシン(膠質)を取り除くこと(精練)で生ずる糸の収縮と緯糸の撚りが戻ろうとする力によって作られる。

丹後半島周辺は、秋から冬にかけて天気の変化が激しく、晴れているかと思えば突然暗雲が垂れ込み、雨をとまなう湿気が多い風が吹くことで知られる。この季節風は丹後において「うらにし」と呼ばれている。絹糸は乾燥すると切れやすくなることから、うらにしがもたらす湿気は絹織物の生産に適しており、まさしく天の恵みとなった。

丹後ちりめんは、気候に恵まれるとともに、人と技術に支えられて発展し、自然災害や不況の波を乗り越えながら今日まで継承されてきた。

展示では、そのあゆみを振り返るにあたり、ともに時を刻んできたはたおとに注目した。例えば手に替わって力織機が普及したことにより、はたおとに変化が起きるとともに、製織の際に機織唄を口遊ぶ文化が失われたこと、丹後に西陣の出機が広がったことにより丹後全域にはたおとが響くようになったこと、はたおとに因んでガチャマンと名付けられた織物産業好景気により丹後の暮らしのリズムが変化したことなど、とりわけ近代から現代に至る丹後機業と暮らしの歴史と文化を紡ぐものとして、はたおとに着眼点を置いた。

これによって、一般的に騒音と考えられる産業音が地域で受容されたことの意味、その機械音が丹後の暮らしや音風景に与えた影響を考えた。

2. はたおとが育んだ機織唄の文化

手機(人力織機)で機織りをする時に響く音のリズムは、丹後において「コロンチャコス」、または「コロンチャコシ」、あるいは「コロンチャッコロス」などと表現される。それは織手さんと呼ばれる機織りを生業とする女性が作業中に歌った機織唄の歌詞に散見される〔京都府教育委員会 1983 p.55〕。例えば次のような唄がある。

コロンチャコスで行灯の灯が消えた
 もはやしまえのことかいな
 コロンチャコス コロンチャコス
 〔京丹後市大宮町三重の機織唄の一部〕

このリズムは、経糸に杼(シャトル)を通す音と竹製の箆を打つ音で構成されている。ちなみに、コロンチャコスは丹後ちりめんを織る際のリズムであり、地絹(屑繭糸)の場合は「チャン、ギュー、チャンコロ」などとまた趣の異なるリズムになるという〔丹後のはたおと編集グループ 1998 p.171〕。

手機が主流だった明治・大正時代において、織物工場で働く織手たちは、このリズムにのせて唄を口遊みながら仕事に励んだという。機織唄の歌詞の中に「唄を歌いなれ 話を止めて 話しゃ仕事の邪魔になる」とあるように、おしゃべりで仕事の手が止まると雇主から叱責を受けるが、歌は仕事の能率を上げるものとして雇主からも容認され、ときに勧奨されたという〔宝光井 1983 p.144〕。

足踏み式の手機による作業では手と足の動きをうまく合わせる必要があり、織手たちが互いに調子を合わせるために唄は優れて機能的であった。また、単調な作業からくる眠気や疲労を吹き飛ばしてくれる効果もあり、おしゃべりの声を封じられた織手たちにとって唄は機織りになくてはならないものであったと思われる。

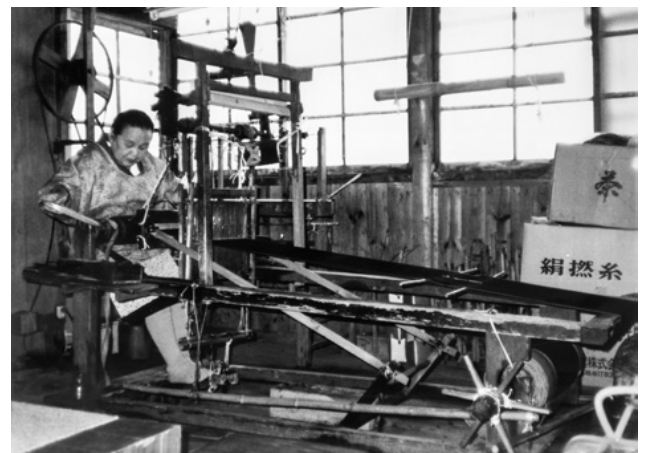
機織唄には題名もなく、定まった歌詞もない。織手たちは伝統的な唄のメロディーにのせて機屋勤めの楽しさや苦しさを感情のおもむくままに吐露したり、比喩や皮肉なユーモアを交えて雇主に嘲弄したり、募る恋心を詩に託すなどして即興的

な替え唄を創作している。こうして育まれた機織唄は織手のネットワーク等により各地に伝播し、共感を得て人から人へと伝えられ、様々に作り替えられた。そのため、丹後において確認される機織唄は1200曲にも及ぶという〔井上 1969 p.326〕。

機織唄にはいくつか共通する慣用句がある。代表的なものとして、「織手さんたちや神さんじゃやら いつも鳥居の中に住む」、「ほんに浮世じゃ機屋の女子、機屋女子に誰がした」がある。要するにこの一節が意味するところは、手機において経糸を引き上げるための綜統や織り目を密にするための箆を吊るす支柱(トリイと呼ばれる)が神社の鳥居に似た形をしていることから、これに因んで織手たちは鳥居の中にいる神様みたいなものだというわけである。その実、機屋に生まれた女子や機屋で働く女子は籠の鳥のように儂いものだと自らの境遇を憂いているのである。

手機は織手が主導権をもってリズムをとることができるため、多様性をもつ豊かな機織唄の文化を育むことができた。一方、機械動力式の織機(力織機)の場合は機械のリズムに織手が合わせなければならず、機織唄で調子をとる余地はない。ましてやそのリズムに機織唄のメロディーはのせられないし、大音量のはたおとの中では歌声がかき消されてしまうため、機織唄とその文化は力織機の普及にしたがって失われることになった〔サンドラ 2020 p.94〕。

もちろん例外はあり、力織機が普及する中にもあっても機織唄を歌い続けた人はいる。例えば、京丹後市網野町浅茂川の泉スナさん(1899-1982)



手機をあつかう泉スナさん(1978年・真柴儀雄撮影)

はそのひとりである。彼女は数え13歳で近所の機屋(織物工場)へ奉公にあがり、そこで機織唄を覚えた。翌年に父を亡くして路頭に迷うが、唄が心の支えになったそうであり、彼女は病に倒れる昭和57年(1982)まで手機で機織りを続けたという〔野村 1978 p.151/井之本 1984 p.5〕。

また、歌うことが好きだったスナさんは、昭和45年(1970)にNHKのテレビ番組「ふるさとの歌まつり」の出演依頼を受けている。その際、司会を務めた宮田輝氏の提案で収録をおこなう宮津会館に手機を運び込むことになり、スナさんは舞台上で手機に座って機織唄を披露したという⁽³⁾。

当時、失われつつあった機織唄はメディアや郷土史家を通じて民謡という文化的コンテクストに収斂されてゆき、集団就職等で遠く故郷を離れた人々の郷愁を誘うものとして脚光を浴びるとともに文化資源として保存が叫ばれるようになった。

早い時期に丹後の民謡に文化的価値を見出したのは、郷土史家として知られる井上正一や民謡合唱団^{かがり}という民間団体であった。彼等によって採譜された民謡は記録として現在に伝わっている。企画展では、その記録音源を活用して展示会場に機織唄を流すとともに、会場の中央にスナさんの手機を配置することにより、コロチャコスというはたおとのリズムに思いを馳せていただく空間を演出した。

ちなみに、スナさんが愛用した手機は親族の申し出により当館へ寄附されることになった。丹後では最古級となる明治11年(1878)製の手機であり⁽⁴⁾、重要有形民俗文化財になっている。



舞台上に置かれたスナさんの手機(1970年撮影・個人蔵)

3. 福音としてののはたおと

にわか雨がトタン屋根を打つようなガチャンガチャンというけたたましい音を響かせる力織機。そのはたおとは、ガチャンと織れば万単位のお金が儲かると言われた織物産業好景気を象徴する「ガチャマン」という言葉を生み出した。

昭和30年代半ばから40年代後半にかけて、力織機によるはたおとは暮らしに経済的な豊かさをもたらす福音として、丹後半島の山深い里から海辺の町に至るまで響き渡り、農業の近代化に取り残されて離農や兼業化を余儀なくされた零細な農家や過疎によって音もなく崩壊するのではないかと危ぶまれた地域に賑わいをもたらした。当時、多くの農家は牛を手放して牛小屋を機場に作り替えたり、屋敷の床を捲^{めく}って機部屋を設けたりと家族の生活空間を犠牲にして力織機を据えつけた。

丹後全域に力織機のはたおとが響くようになった背景には、西陣の外注＝出機(賃機)による家内機業の躍進がある。その担い手の多くは、かつて織物工場で働いた経験をもつ女性や家庭の主婦であった〔小林 2014 p.49〕。

伝統的な丹後ちりめんは白生地に織り上げてから染める^{あとぞめ}後染織物であるのに対し、西陣織は染めてある糸で織ることから先染織物^{さきぞめ}と呼称される。個人事業主(賃機屋)となった機業家は、代行店と呼ばれる仲介業者から織元である西陣の仕事を受け負い、自宅で織り上げたウールや帯等の製品を買い取ってもらうことで現金収入(工賃)を得た。

戦前まで日常着であった和服は洋服に取って代わられたが、日本経済の高度成長による国民の所得水準の上昇やベビーブーム世代の需要に支えられ、後染織物(丹後縮緬)も先染織物(帯等)もともに大衆の晴着^{はれぎ}として脚光を浴びることになった。例えば、七五三や成人式には振袖、婚礼には打掛や留袖、葬儀には喪服など、冠婚葬祭には縮緬地を用いた着物が定番となった〔北野 2013 p.195〕。

また、茶道や華道、日本舞踊などをたしなむ女性が増えたことも絹織物の需要に拍車をかけた。とりわけ茶の湯の席では松籟^{しょうらい}(茶釜の湯が煮えたぎる音)とともに「シュ」または「キュッ」という、

絹の繊維がこすれ合う衣ずれの音が聞かれた。丹後ちりめんがもたらす衣ずれの音は、人々の暮らしを彩る音風景となった。

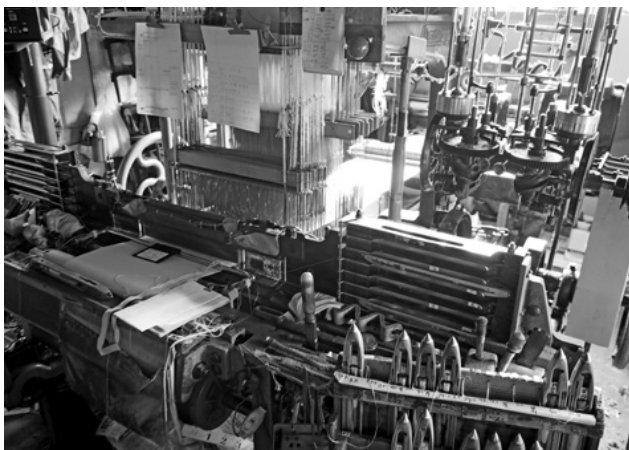
高度経済成長期には、東京オリンピックや大阪万国博覧会といった全国的な賑わいが続いたこともあり、高級絹織物は飛ぶように売れ、需要に対して供給が追いつかないというような状況が続いた。当時の機業家たちは寸暇を惜しんで織機に向かい、はたおとを響かせ続けたという。

ガチャマン景気の恩恵を受けた家庭は経済的に安定した暮らしを得たことで、子どもを大学に進学させたり、老朽化した家を新築したりすることができたという。こうした経験によって、経済的な意味での豊かさが大きな価値をもつようになり、力織機によるはたおとは丹後の暮らしに福音として響くようになったものと思われる。

4. 規制されたはたおと

ガチャマン景気で蓄えられた経済力により、丹後は他地域と比べて家庭用電化製品がいち早く普及したとされる〔窪田 1973 p.70〕。なかでも家事労働にかかる時間を短縮することができる炊飯器や洗濯機は、一秒でも仕事に時間をかけたい機業主婦の必需品であったという〔八木 1970 p.12〕。

織物工場で働く者は労働基準法により就業時間の制約を受けたが、自宅に織機を据えて働く者は法による時間制限を受けることがなく、織れば織るだけ稼ぐことができた。戦後の丹後において西陣織の出機(賃機)による家内労働者が増えた背景にはこのような理由もある。



ある家庭の織機 (与謝野町岩屋 2020年・筆者撮影)

また、労働基準法による8時間労働制の導入は時間給に頼っていた織物工場の労働者にとって大幅な減給につながることから、労働者たちによるストライキを招くことになった。昭和36年(1961)に決行された網野織物労働組合のストライキでは賃金のアップを要求して約2千台の織機が停止し、はたおとの代わりに5千人もの関係者の喚声(かんせい)が丹後に轟いた(とどろ)。丹後ちりめん闘争として語り継がれているその光景は丹後の暮らしの音風景のひとつまとして多くの人に記憶されている。

一方、家内機業者の長時間労働にともなう健康被害やはたおとの騒音が社会問題として取り沙汰されるようになり、丹後機業界(組合や団体)は家内機業者の操業時間に規制を設けて管理の徹底をはかった。結果として、昭和41年(1966)に操業時間が午前7時から午後7時までとなり、同47年(1972)には京都労働基準局の勧告を受けて午後6時までと短縮され、はたおとを響かせてはならない週休日を設けることが決められた〔丹後織物工業組合 1981 p.154〕。

この時期の丹後機業は異常なインフレの中でかつてない増収増益を続けたが、昭和48年(1973)秋に起きたオイルショックにともなう総需要抑制によってたちまち不況に陥った〔丹後織物工業組合 1981 p.196〕。しかし、需要が低迷する一方で丹後では機業参入者が増え続け、機業家が量産を続けたことにより製品が生産過剰となる事態が発生した。その対策として丹後織物工業組合は操業を一定期間停止する休機やはたべらしと称される織機の共同廃棄を実行して生産調整をはかった。

はたべらしは、日本絹人織物工業組合連合会が中小企業振興事業団や行政機関の融資等を資金として織機を買い上げて破砕するというものであり、丹後では昭和52年(1977)から4年間にわたって数千台の絹織物用織機がハンマーで打ち壊された〔丹後織物工業組合 1981 pp.205~207〕。ハンマーで織機を打ち砕く音が不況からの脱却や丹後機業再建の槌音(つちおと)になったのかどうかは疑問であるが、その音に身を引き裂かれるような思いをしたという機業者は多い。これもまた織物産地ならではの歴史を物語る音風景のひとつまと言えよう。

ところで、力織機の稼働音量は電車が通過する際のガード下に相当する100 dB(デシベル)に達することはよく知られている。しかし、織物産地において、はたおとによる騒音公害を語ることは暗黙のうちにタブーとされているようである。

そのことは、戸数の過半数を機業家が占めているような地域に顕著であり、そうした産地では、はたおとは暮らしに密着した生活音であるという認識が共有され、騒音はお互い様という社会的関係が成り立っているような場合もあるという〔箕浦 2006 p.159〕。また、そうした産地においては、はたおとを受容することは地域の中で当たり前の態度であるといった同調圧力が働き、機業家ではない少数派の騒音被害が潜在化してしまうこともあったのではないかと思われる。

とはいえ、当事者である機業家の中にも力織機の騒音に長時間晒されて頭痛や耳鳴りといった身体上の症状やノイローゼなど精神衛生上の障害に悩まされる者は存在した〔窪田 1973 p.60〕。また、住居の中や隣接する場所に力織機を設置している家では、テレビの音声や電話機の呼び出し音がはたおとでかき消されることも日常茶飯事であり、電話機に電話到着表示灯を取り付けて、着信を灯光で知らせる工夫をこらす家庭もあった。さらには、赤ん坊がお尻の汚れを訴える泣き声や子どもたちが親を呼ぶ声などもはたおとでかき消されることが日常の光景の中に見られた〔丹後町教育研究会社会科研究部会 1980 p.35〕。

そうした音風景は、機織りと無縁の生活を送ってきた筆者には驚きの光景であるが、ガチャマン景気に湧いたかつての丹後では当たり前の日常風景だったようである。こうした暮らしと音の関係は機業地ならであり、これもまた丹後の暮らしの音風景のひとつとも言えるだろう。しかし、その音風景が一家団欒や家庭生活を破壊しかねないものであったことは看過すべきでない。展示では、そのあたりのことに十分ふれることはできなかったが、丹後に普及した初期の家庭用電化製品を陳列するとともに、当時の子どもたちが書いた生活作文を紹介することにより、⁽⁵⁾ そのひとこまを可視化し、問題提起をすることに努めた。

5 丹後ちりめんの繁栄を伝える祭りの音風景

平成29年(2017)、丹後ちりめんに関連する文化財とそれにまつわる物語が「300年を紡ぐ絹が織り成す丹後ちりめん回廊」として日本遺産に認定された。その内容は当館で保管している重要有形民俗文化財「丹後の紡織用具及び製品」のほか、ちりめん問屋の街並みや旧家、工場等の建造物、織物見本帖、丹後ちりめんの出荷に利用された旧加悦鉄道の機関車や機織りの際に歌われた民謡、丹後機業による繁栄を今に伝える屋台祭礼や織物始祖祭など、48の構成要素からなる。

構成要素のひとつである屋台祭礼は、神社の祭りに地域住民が豪華絢爛な屋台(山車)を曳き出すものであり、祭りに名誉と威信をかけた人々の文化力とともに織物産業による経済力を基盤に発展してきた歴史をもつ。この屋台祭礼に欠かせないのがお囃子である。太鼓をはじめ、三味線や笛によって奏でられるリズムとメロディーは、それぞれの地域がそれぞれの伝統をもっている。

同様のことは地域の伝統的な踊りにも言える。例えば、「丹後の縮緬 加賀の絹(中略)丹後の宮津でピンと出した」のフレーズで知られる宮津節の拍子にあわせて踊る宮津踊りがある。ほかにも江戸時代から与謝野町岩屋に伝わる岩屋踊りは、製糸の工程や機織りの様子を所作に採り入れた踊りであり、織物産地にふさわしい芸能として知られる〔民謡合唱団籌 1981 p.28〕。また、昭和60年代に旧野田川町(現与謝野町)の有志で結成された和太鼓集団野田川太鼓は、撥さばきに機織りの所作を採り入れ、はたおとのリズムを和太鼓で表現する「機織り太鼓」の楽曲をもつ。この団体は惜しまれながらも令和元年に解散したが、織物産地ならではの演目として多くの人を魅了した。

祭囃子や踊りにともなうリズムとメロディーは、地域の暮らしや文化を象徴するものであり、丹後の伝統的な音風景を今に伝えるものである。

展示では、その音風景を可視化するため、実際の祭りや行事に用いられた太鼓や三味線などの楽器を陳列するとともに、その様子を伝える写真を豊富に紹介した。

おわりに

丹後ちりめんは、現代において新たな価値が見出され、観光や地域のにぎわい創出にも寄与するものとして各方面から注目されている〔芦田2020 p.25〕。そのまなざしは、はたおとにも向けられているようであり、先述した日本遺産の構成ストーリーを説明する文章の冒頭にも「京都府北部の丹後を訪れると、どこからか聞こえてくるガチャガチャという機織りの音」とあり、織物の産地＝はたおとというステレオタイプの捉え方ではあるが、はたおとが丹後の特徴を表すものとしてシンボリックに取り扱われている。

令和2年、そのはたおとが丹後から消えたのは、新型コロナウイルスによる緊急事態宣言のもとで営業自粛や生産調整のために操業を停止せざるをえなくなったことによる。

また、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、大勢の人が集まる祭りや行事を自粛する動きが広がり、地域に活気を呼び寄せる祭囃子や神輿を担ぐ勇壮な掛け声、それらを迎える人々の歓声を耳にすることができなかった。

筆者は今回の経験を通して、これまで気にも留めていなかったそれらの音が丹後の暮らしを象徴するものであり、丹後の暮らしに欠くことのできないものであることを再確認することができた。その意味からして、音風景を題材にした今回の企画展ははからずも時宜を得たものとなった。

企画展のサブタイトルで表現したように、今回の展示では、300年の時を刻んできたはたおと(リズム)＝丹後ちりめんの歴史を経糸になぞらえ、織手さんたちの間で育まれて各地に広がった機織唄(メロディー)＝丹後ちりめんにつわる文化を緯糸になぞらえ、それによって織りなされる丹後ちりめんと暮らしの音風景を素描した。素描に留まってしまったのは、コロナウイルスの影響もあって展示に係る資料調査を思うように行えなかったことが一因としてある。無論、それ以前に展示担当者である筆者の力量不足があることは否めない。この場を借りて大方のご批正を乞い、今後の精練につなげていきたいと考えている。

注

- (1) 機屋唄や織手節などとも称されるが、本稿では便宜的に機織唄という名称に一括した。
- (2) 西陣の技術は、絹屋佐平治によって享保5年に峰山(京丹後市)へ伝えられ、手米屋小右衛門・木綿屋六右衛門・山本屋佐兵衛の3人によって同7年に加悦谷へ伝えられたとされる〔岩崎1953 pp.4～5〕。
- (3) 泉スナさんの娘である大石知代乃氏から令和2年6月2日に筆者がうかがった話による。
- (4) チキリに経糸を巻く際に用いるハタグサに「京都府管下丹州熊野郡 明治十一年寅九月十日仕立大井(工カ)大江伊左衛門」という墨書がある。
- (5) 展示では、『丹後ちりめん子ども風土記』(文理閣1977年)等に収録された生活作文を紹介した。

参考文献

- 芦田侑祐 2020 「丹後ちりめんの産業観光に向けた海の京都DMOの役割」(『月刊文化財』7・8合併号 第一法規株式会社)
- 井上正一編 1969 『丹後の民謡』 大文社
- 井之本泰 1984 「浅茂川の手機」(『丹後郷土資料館だより』第11号)
- 岩崎英精 1953 『丹後機業の歴史』 橋立印刷所
- 北野裕子 2013 『生き続ける300年の織りモノづくり—京都府北部・丹後ちりめん業の歩みから—』 新評論
- 京都府教育委員会 1983 『京都の民謡 民謡緊急調査報告書』 京都府立丹後郷土資料館
- 1989 『丹後縮緬』
- 窪田英樹 1973 『丹後のおんな』 創樹社
- 小林千枝子 2014 『戦後日本の地域と教育—京都府奥丹後における教育実践の社会史—』 学術出版会
- サンドラ・シャル 2020 『「女工哀史」を再考する—失われた女性の声を求めて—』 京都大学学術出版会
- 丹後織物工業組合 1981 『組合史—丹後織物工業組合六十年史』
- 丹後町教育研究会社会科研究部会 1980 『丹後町子ども風土記』
- 丹後のはたおと編集グループ 1998 『丹後のはたおと』 あまのはしだて出版
- 野村隆夫 1978 『丹後ちりめん誌』 日本放送出版協会
- 久江勇 1992 『昭和女工史 織り手さん』
- 宝光井頭雅 1983 「丹後機業の婦人労働事情—明治30年ごろから昭和前期まで—」(『京都府立大学学術報告』35)
- 箕浦一哉 2006 「音環境の共有」(宮内泰介編『コモンズをささえるしくみ』新曜社)
- 民謡合唱団籌 1981 『京都の民謡のふるさとをたずねて—現地採録記録(6)—』
- 八木康敏 1970 『丹後ちりめん物語—「うらにし」の風土と人間—』 三省堂
- 渡辺裕 2013 『サウンドとメディアの文化資源学』 春秋社

令和2年度の資料整理

1 考古資料

令和2年度京都府立大学地域貢献型特別研究(ACTR)「丹後半島における文化遺産の地域資源化に関する総合的研究」において、京丹後市久美浜町・湯舟坂2号墳の再調査が行われ、当館で寄託を受けている出土品の調査に協力した。

2 歴史資料

(1)館蔵古文書資料の目録整理

当館に寄附・寄託などされた未整理の古文書・歴史資料の資料調査を行い、目録を作成した。整理を行った文書群は以下のとおりである。

なお、各文書群は調査途中のものが多いため、点数は概数である。

- ・与謝郡亀島村村奥野家文書 500点

与謝郡亀島村(現伊根町)で庄屋を務めた家に伝わる古文書群。近世文書は幕末の年貢関係書類や、御用留、捕鯨に関する資料、近代文書は、明治初期から昭和20年代までの記録が確認でき、漁業や農業、畜産業に関わる文書が含まれる。

- ・宮津藩本庄家関係資料 500点

宝暦8年(1758)から明治維新まで、宮津藩主を代々務めた本庄家に関する古文書群で、將軍御内書や老中奉書、藩主の幕府役職就任時の起請文など、近世大名家の基本史料が含まれる。

(2)古文書調査

京都府立大学ACTRに協力し、丹後縮緬関係の古文書や山岳寺院に関する文書の調査を行った。



京都府立大学地域貢献型特別研究「丹後ちりめんアーカイブの構築」の当館での調査風景

いずれも現在調査を継続中である。

また、昨年度に引き続き、今年度もボランティアによる古文書整理を行っている。作業は毎週行い、資料館所蔵資料や一時預かり資料のクリーニング、目録作成に取り組んでいる。

3 民俗資料

(1)寄附資料「三野長治制作木彫作品」の整理

令和2年度に亀岡市の三野家から寄附を受け入れた三野長治制作木彫作品58点について、クリーニング作業をはじめ、写真撮影と計測作業を行った。そのうち50点を企画展「ふるさとミュージアムコレクション」に出品した。

(2)寄附資料「三野長治制作木彫牛」の整理

令和2年度に京丹後市久美浜町三原の吉中家から寄附を受け入れた三野長治制作木彫牛1点について、クリーニング作業をはじめ、写真撮影と計測作業を行い、企画展「ふるさとミュージアムコレクション」に出品した。

(3)寄附資料「木村初之助相撲行司装束一式・免状」の整理

令和2年度に宮津市江尻の齋藤家から寄附を受け入れた木村初之助相撲行司装束一式と免状1点について、クリーニング作業をはじめ、写真撮影と計測作業を行い、企画展「ふるさとミュージアムコレクション」に出品した。

(4)寄附資料「椋平広吉関係資料と宮崎家の漁撈用具・生活用具」等の整理

令和2年度に宮津市江尻の宮崎家から寄附を受け入れた椋平広吉関係資料及び宮崎家の漁撈用具・生活用具等30件について、クリーニング作業をはじめ、写真撮影と計測作業を行った。椋平広吉関係資料については企画展「ふるさとミュージアムコレクション」に出品した。

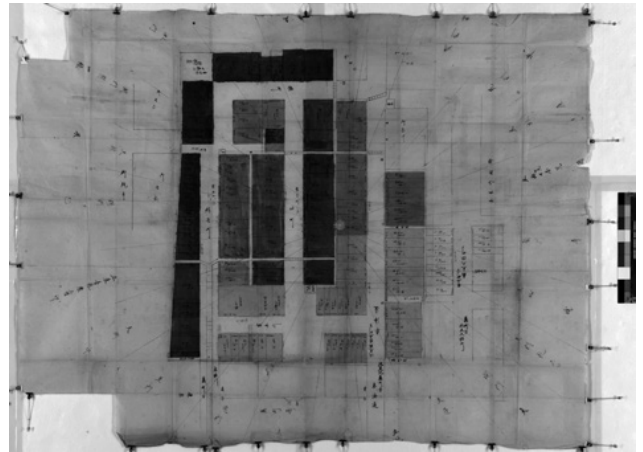
4 資料の受け入れ

【寄附】

新たに受け入れた資料は以下のとおりである。

- ・三野長治制作木彫作品 58点
- ・三野長治制作木彫作品(木彫牛) 1点
- ・行司装束及び免状 一括

- ・ 椋平広吉関係資料 一括
- ・ 宮崎家文書 一括
- ・ 宮津市江尻の漁撈用具 19点
- ・ 宮津市江尻の生活用具 17点
- ・ 天橋立郵便局看板 2点
- ・ 郵便局用電話機 1点
- ・ 京丹後市丹後町袖志の海苔摘み・海苔漉き用具 26点
- ・ 京丹後市丹後町間人の夜突き用ライト 1点
- ・ 京丹後市網野町浅茂川の手機と糸車 2点
- ・ 筵編み機 1点
- ・ 伊根町亀島の漁撈用具 25点



丹後国宮津城下宮本町絵図



行司装束（一部）

【寄託】

新たに寄託された資料は以下のとおりである。

- ・ 明治18年諸鯨ノ絵図 1巻
- ・ 丹後国宮津城下宮本町絵図 1鋪



股のぞき人形と袖のぞき人形（三野長治作）

丹後学び舎セミナー活動報告

1 ぶらり丹後

学芸員の解説を聞きながら歩くことで、おなじみの場所の新たな魅力を発見できる現地講座を今年度も実施した。

第1回 弓木城(中止)

- ・日 時：5月2日(土)
- ・案内人：当館資料課長 森島康雄

第2回 宮津城(中止)

- ・日 時：5月30日(土)
- ・案内人：当館資料課長 森島康雄

第3回 須津

- ・日 時：9月19日(土)
- ・案内人：当館資料課技師 稲穂将士
- ・行 程：宮津市立吉津小学校→須津彦神社→江西寺→吉津地区公民館→吉津小学校
- ・内 容：はじめに、旧集落の中心にある須津彦神社にて、神社の由緒や社殿の様式、境内の戦没者慰霊碑などについて解説した。その後、江西寺に移動し、住職から寺の由緒や近年同寺にて新たに発見された古文書の解説をしていただいた。江西寺の山門前からは、須津地区の景色がよく見えるため、その場で周辺地域の史跡の解説や地理的環境にして解説した。

参加者からは、「長く住んでいる地元の者で



ぶらり丹後「須津」のひとこま

も知らなかったことがあって勉強になりました」といった感想や、「また知らない街を歩く企画をお願いします」といった要望を得た。

- ・参加者：24人

番外編 黒井城

- ・日 時：10月10日(土)
- ・案内人：当館資料課長 森島康雄
- ・内 容：今年度放映の大河ドラマにちなみ、丹波攻略戦の舞台となった「黒井城」を歩いた。黒井城跡は兵庫県丹波市春日町にある国指定史跡で、丹波国で大きな勢力を誇り、明智光秀による丹波平定の際に最後まで抵抗した荻野(赤井)直正が拠点とした城。

登山口に集合し、途中で堀切などの山城の遺構を確認しながら歩き、中腹にある直正の招魂碑の前や頂上にて解説をおこなった。

「説明を聞きながらの山城歩きは楽しかった」「(黒井城の)立地、構造、山城の成り立ちがよく理解できました」といった参加者の感想を得た。

- ・参加者：24人

第4回 天橋立図・府中

- ・日 時：11月28日(土)
- ・案内人：当館資料課長 森島康雄
- ・行 程：籠神社→中野→本坂道入口→妙立寺→安国寺遺跡→寶林寺跡→妙見宮→丹後国分寺跡→丹後郷土資料館
- ・内 容：特別展「天橋立と丹後国分寺」の現



ぶらり丹後番外編「黒井城」のひとこま

地講座として、雪舟筆「天橋立図」に描かれた宮津市府中地区を歩いた。展示でも紹介したが、府中は古代・中世の丹後の中心地であった。今回は、籠神社を出発し、府中小学校の裏を抜け、雪舟の天橋立図に描かれた寺社跡や近年の発掘調査で丹後国府の可能性が高まった安国寺遺跡などを、古道をたどりながら散策した。

参加者からは、「普段見ているが無意識に通っているところの歴史やいわれがわかり、勉強になりました」、「府中を散策して、古代中世に思いをはせました」といった感想を得た。

・参加者：20人

2 古文書講習会

昨年度に引き続き、資料館友の会と共催で実施した。

実施日は、7月11日から12月19日までの6回。毎回土曜日に実施。午前は実践編、午後は入門編として1日に2講座、計12回行った。参加者は入門編が延べ76人、実践編が延べ75人であった。

入門編

今年度前半は、『宮津市史』史料編第3巻所収の「宮津在方法令条目」という翻刻された文書をテキストに、古文書独特の漢文調の文章の読み方や語句の解説をおこなった。

後半は、大河ドラマにちなみ「明智光秀・長岡藤孝・忠興連署禁制」（成相寺蔵）や、江戸時代の宮津藩主が発給した文書、『三上家文書』の中から土地や家屋敷の売券状などを読んだ。最終回に

は原文書に実際に触れながら、古文書の取り扱い方の基本を解説した。

実践編

今年度は、当館蔵の「明治六年機屋記録集」を読んだ。明治5年(1872)11月から翌年4月8日までに、豊岡県の勤業所などから出された新規則案や、与謝・中・竹野各郡の機屋たちが、それに抵抗する様子が詳細に記録されている。

本資料の内容については、本冊子の稲穂論考を参照されたい。

3 こども体験教室

昨年度に引き続き、資料館友の会と共催で実施した。

「夏休みに作ろう」は、銭は8月6・7日に4回、勾玉は8月12日に2回実施した。

勾玉づくりでは、参加者が滑石を紙やすりで磨いて思い思いの形の勾玉をつくるのであるが、勾玉の歴史を勉強した後、古墳から出土した本物の勾玉に触れることも体験した。

銭づくりは、和同開珎のミニチュアを、低溶融合金を耐熱シリコン型で鋳造して紙やすりなどで研磨して完成させる体験事業である。これも、参加者が体験の前に鏡やお金の歴史について講習を受け、類似の実物資料を間近に見る機会を設けた。

参加者は銭づくりが111人、勾玉づくりが49人であった。



ぶらり丹後「天橋立図・府中」のひとこま



銭づくりのひとこま

令和2年度のあゆみ

- 4.1 常設展「海国・丹後を巡るー丹後の歴史と文化ー」(～3/31)
講師：京都精華大学教授・環境音楽家 小松正史氏
- 4.1 コーナー展示「明智光秀・細川ガラシャ・細川幽斎・細川忠興ゆかりの地」(～3/31)
- 4.4 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため臨時休館(～5/21)
- 4.25 企画展「丹波・丹後の新たなお宝ー京都府暫定登録・新指定文化財からー」(～6/14)
※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止
- 5.2 ぶらり丹後「弓木城」(与謝野町)
※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止
- 5.16 文化財講座①「文化財のミカタ」
講師：当館 資料課 稲穂将士
※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止
- 5.23 文化財講座②「仏像の中をのぞいてみよう！」
講師：府教育庁文化財保護課 桑原正明
※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止
- 5.30 ぶらり丹後「宮津城」(宮津市)
※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止
- 7.11 古文書講習会
(7/11、8/29、9/26、10/24、11/28、12/19)
〔午前：実践編、午後：入門編〕
- 7.18 丹後ちりめん創業300年記念企画展「丹後のはたおとー暮らしを織りなすリズムとメロディーー」(～11/17)
- 7.30 「はたおとを聴こう！」
(7/30、8/6、8/27、9/3)
実演：当館 会計年度任用職員 坂根博子
解説：当館 資料課 青江智洋
- 8.1 「リズム遊びワークショップ&和太鼓・ドラムセッション」
講師：梶原徹也氏
(ドラマーex.THE BLUE HEARTS)
- 8.1 国宝・雪舟筆天橋立図に描かれた丹後国分寺とその世界
特別陳列「天橋立を描く」(～10/21)
- 8.6 こども体験教室 銭(8/6、8/7)、勾玉(8/12)
- 8.8 文化を未来に伝える次世代育み事業
「日本画を描いてみよう」
講師：株式会社 修美 田畔徳一氏
- 8.21 「日本画を描いてみよう」作品展(～10/21)
- 8.22 「耳トレ！ワークショップ」
講師：京都精華大学教授・環境音楽家 小松正史氏
- 9.19 特別陳列「湯舟坂2号墳出土環頭大刀」
「大田南2号墳出土画文帯神獸鏡」(～10/4)
- 9.19 ぶらり丹後「須津」(宮津市)
- 10.10 ぶらり丹後番外編「黒井城」(丹波市)
- 10.17 文化を未来に伝える次世代育み事業
「まゆから糸をひこう！」
講師：亀岡市文化資料館友の会
カイコ・綿サークル
- 10.24 国宝・雪舟筆天橋立図に描かれた丹後国分寺とその世界 開館50周年記念特別展
「天橋立と丹後国分寺」(～12/13)
夜間開館：10/31・11/6・7・13・14・20・21・22・23
史跡等ライトアップ：10/31～11/23
※期間限定展示(その他の期間は複製を展示)
天橋立図：10/31～11/23
成相寺参詣曼荼羅：11/14～12/13
- 11.7 文化を未来に伝える次世代育み事業
「水墨画で天橋立を描こう」
講師：京都芸術大学准教授 塩見貴彦氏
- 11.13 「水墨画で天橋立を描こう」作品展(～12/13)
- 11.14 文化財講座③「雪舟天橋立図の二〇年：解けた謎と解けない謎」
講師：学習院大学教授 島尾新氏
- 11.28 ぶらり丹後「天橋立図・府中」
- 12.5 文化財講座④
「国分寺造営からみた丹後国“分立”の意義」
講師：京都大学名誉教授 上原真人氏
- 2.20 企画展「ふるさとミュージアムコレクション」(～4/4)
- 2.26 京都SKYシニア大学北部キャンパス共催講座
「丹後の歴史と文化」
講師：当館 資料課 稲穂将士
- 3.12 京都SKYシニア大学北部キャンパス共催現地研修
「雪舟『天橋立図』に描かれた世界を歩く」
案内人：当館 資料課 稲穂将士

丹後郷土資料館調査だより 第10号

発行 2021年(令和3年)3月26日

編集 京都府立丹後郷土資料館

〒629-2234 京都府宮津市字国分小字天王山611-1

TEL(0772)27-0230 FAX(0772)27-0020
